

改 正 後	現 行
こ 成 保 第 6 3 号 令和5年6月16日 <u>一部改正 こ成保第352号</u> <u>令和7年5月30日</u> 各 都道府県知事 殿 こども家庭庁長官 子育てのための施設等利用給付交付金の交付について 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第68条<u>第3項</u>の規定に基づく標記交付金の交付については、<u>令和5年6月16日こ成保第63号を一部改正し</u>、別紙「子育てのための施設等利用給付交付金交付要綱」により行うこととし、<u>令和7年4月1日</u>から適用することとしたので通知する。 なお、各都道府県におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対してこの旨通知されたい。	こ 成 保 第 6 3 号 令和5年6月16日 各 都道府県知事 殿 こども家庭庁長官 子育てのための施設等利用給付交付金の交付について 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第68条<u>第2項</u>の規定に基づく標記交付金の交付については、別紙「子育てのための施設等利用給付交付金交付要綱」により行うこととし、<u>令和5年4月1日</u>から適用することとしたので通知する。 なお、各都道府県におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対してこの旨通知されたい。 <u>また、子育てのための施設等利用給付交付金の交付について（令和元年9月25日府子本第476号。以下「旧要綱」という。）は廃止する。</u> <u>ただし、この要綱の施行前に、旧要綱に基づき実施した事業に係る交付金の取り扱いについては、なお従前の例によることとする。</u>

改正後	現 行
別紙 子育てのための施設等利用給付交付金交付要綱 (通則) 1 子育てのための施設等利用給付交付金（以下「交付金」という。）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及びこども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則（令和 5 年内閣府令第 41 号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。 (交付の目的) 2 この交付金は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 68 条第 3 項の規定に基づき、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支弁する施設等利用費の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援すること及び子どもの保護者の経済的負担を軽減することを目的とする。 (交付の対象) 3 この交付金は、市町村が行う次の区分ごとの子ども・子育て支援施設等に係る法第 30 条の 11 第 1 項に基づく施設等利用費の支給に要する費用を交付の対象とする。 (1) 認定こども園（法第 7 条第 10 項第 1 号に規定するものに限り、都道府県（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。）又は市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）が設置するものを除く。以下同じ。） (2) 幼稚園（法第 7 条第 10 項第 2 号に規定するものに限り、都道府県（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。）又は市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）が設置するものを除く。以下同じ。） (3) 特別支援学校（法第 7 条第 10 項第 3 号に規定するものに限り、都道府県（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。）又は市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）が設置するものを除く。以下同じ。） (4) 認可外保育施設（法第 7 条第 10 項第 4 号に規定するものに限る。以下同じ。） (5) 預かり保育事業（法第 7 条第 10 項第 5 号に規定するものに限る。以下同じ。） (6) 一時預かり事業（法第 7 条第 10 項第 6 号に規定するものに限る。以下同じ。） (7) 病児保育事業（法第 7 条第 10 項第 7 号に規定するものに限る。以下同じ。） (8) 子育て援助活動支援事業（法第 7 条第 10 項第 8 号に規定するものに限る。以下同じ。） (交付額の算定方法) 4 この交付金の交付額は、国（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人を含む。以下同じ。）が設置する子ども・子育て支援施設等（認定こども園、幼稚園又は特別支援学校に係るものに限る。）にあつては、子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号。以下「令」という。）第 15 条の 6 で定める額に基づき、3 の（1）から（3）の区分ごとに算出された額の合計額とする。国が設置する子ども・子育て支援施設等（認定こども園、幼稚園又は特別支援学校に係るものを除く。）及び国以外の者が設置する子ども・子育て支援施設等に係るものにあつては、令第 15 条の 6 で定める額に基づき、3 の（1）から（8）の区分ごとに算出された合計額	別紙 子育てのための施設等利用給付交付金交付要綱 (通則) 1 子育てのための施設等利用給付交付金（以下「交付金」という。）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及びこども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則（令和 5 年内閣府令第 41 号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。 (交付の目的) 2 この交付金は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 68 条第 2 項の規定に基づき、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支弁する施設等利用費の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援すること及び子どもの保護者の経済的負担を軽減することを目的とする。 (交付の対象) 3 この交付金は、市町村が行う次の区分ごとの子ども・子育て支援施設等に係る法第 30 条の 11 第 1 項に基づく施設等利用費の支給に要する費用を交付の対象とする。 (1) 認定こども園（法第 7 条第 10 項第 1 号に規定するものに限り、都道府県（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。）又は市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）が設置するものを除く。以下同じ。） (2) 幼稚園（法第 7 条第 10 項第 2 号に規定するものに限り、都道府県（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。）又は市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）が設置するものを除く。以下同じ。） (3) 特別支援学校（法第 7 条第 10 項第 3 号に規定するものに限り、都道府県（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。）又は市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）が設置するものを除く。以下同じ。） (4) 認可外保育施設（法第 7 条第 10 項第 4 号に規定するものに限る。以下同じ。） (5) 預かり保育事業（法第 7 条第 10 項第 5 号に規定するものに限る。以下同じ。） (6) 一時預かり事業（法第 7 条第 10 項第 6 号に規定するものに限る。以下同じ。） (7) 病児保育事業（法第 7 条第 10 項第 7 号に規定するものに限る。以下同じ。） (8) 子育て援助活動支援事業（法第 7 条第 10 項第 8 号に規定するものに限る。以下同じ。） (交付額の算定方法) 4 この交付金の交付額は、国（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人を含む。以下同じ。）が設置する子ども・子育て支援施設等（認定こども園、幼稚園又は特別支援学校に係るものに限る。）にあつては、子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号。以下「令」という。）第 15 条の 6 で定める額に基づき、3 の（1）から（3）の区分ごとに算出された額の合計額とする。国が設置する子ども・子育て支援施設等（認定こども園、幼稚園又は特別支援学校に係るものを除く。）及び国以外の者が設置する子ども・子育て支援施設等に係るものにあつては、令第 15 条の 6 で定める額に基づき、3 の（1）から（8）の区分ごとに算出された合計額

改 正 後	現 行
の二分の一とする。 (交付の条件) 5 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。 (1) 事業を中止し、又は廃止する場合には、地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長。以下「地方厚生（支）局長」という。）の承認を受けなければならない。 (2) 事業の執行が困難となった場合には速やかに地方厚生（支）局長に報告して、その指示を受けなければならない。 (3) 交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後5年間保存しておかなければならない。 <u>(申請手続)</u> 6 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。 (1) 市町村長は、様式第1号による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出するものとする。 (2) 都道府県知事は、市町村から(1)の申請書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、様式第2号と併せて別途定める日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。 <u>(変更交付申請)</u> 7 この交付金の交付決定後の事情の変更により、年間所要額に増減を生じ、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、次により行うものとする。 (1) 市町村長は、様式第3号による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出するものとする。 (2) 都道府県知事は、市町村から(1)の申請書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、様式第4号と併せて別に定める日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。 <u>(交付決定)</u> 8 この交付金の交付の決定は、次により行うものとする。 (1) 地方厚生（支）局長は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定又は決定の変更を行うものとする。 (2) 都道府県知事は、地方厚生（支）局長の交付決定があったときは、市町村に対し様式第5号により、決定の変更があったときは、市町村に対し様式第6号により、速やかに決定内容及びこれに付された条件を通知すること。 (3) 市町村は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を地方厚生（支）局長に提出しなければならない。 <u>(交付金の概算払)</u> 9 こども家庭庁長官は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において	の二分の一とする。 (交付の条件) 5 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。 (1) 事業を中止し、又は廃止する場合には、地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長。以下「地方厚生（支）局長」という。）の承認を受けなければならない。 (2) 事業の執行が困難となった場合には速やかに地方厚生（支）局長に報告して、その指示を受けなければならない。 (3) 交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後5年間保存しておかなければならない。 <u>(申請手続)</u> 6 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。 (1) 市町村長は、様式第1号による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出するものとする。 (2) 都道府県知事は、市町村から(1)の申請書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、様式第2号と併せて別途定める日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。 <u>(変更交付申請)</u> 7 この交付金の交付決定後の事情の変更により、年間所要額に増減を生じ、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、次により行うものとする。 (1) 市町村長は、様式第3号による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提供するものとする。 (2) 都道府県知事は、市町村から(1)の申請書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、様式第4号と併せて別に定める日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。 <u>(交付決定)</u> 8 この交付金の交付の決定は、次により行うものとする。 (1) 地方厚生（支）局長は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定又は決定の変更を行うものとする。 (2) 都道府県知事は、地方厚生（支）局長の交付決定があったときは、市町村に対し様式第5号により、決定の変更があったときは、市町村に対し様式第6号により、速やかに決定内容及びこれに付された条件を通知すること。 (3) 市町村は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を地方厚生（支）局長に提出しなければならない。 <u>(交付金の概算払)</u> 9 こども家庭庁長官は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において

改 正 後	現 行
概算払をすることができる。	概算払をすることができる。
<u>（実績報告）</u>	<u>（実績報告）</u>
10 この交付金の事業実績の報告は、次により行うものとする。 （１）市町村長は、翌年度の６月末日（５の（１）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から１か月を経過した日）までに様式第７号による報告書を都道府県知事に提出するものとする。 （２）都道府県知事は、市町村から（１）の報告書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、様式第８号と併せて翌年度の７月末日までに、地方厚生（支）局長に提出するものとする。	10 この交付金の事業実績の報告は、次により行うものとする。 （１）市町村長は、翌年度の６月末日（５の（１）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から１か月を経過した日）までに様式第７号による報告書を都道府県知事に提出するものとする。 （２）都道府県知事は、市町村から（１）の報告書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、様式第８号と併せて翌年度の７月末日までに、地方厚生（支）局長に提出するものとする。
<u>（額の確定）</u>	<u>（額の確定）</u>
11 都道府県知事は、地方厚生（支）局長の確定通知があったときは、市町村に対し、様式第９号により、速やかに確定の通知を行うこと。	11 都道府県知事は、地方厚生（支）局長の確定通知があったときは、市町村に対し、様式第９号により、速やかに確定の通知を行うこと。
<u>（交付金等の返還）</u>	<u>（交付金等の返還）</u>
12 地方厚生（支）局長は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。	12 地方厚生（支）局長は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。
<u>（事業実績報告の訂正）</u>	<u>（事業実績報告の訂正）</u>
13 地方厚生（支）局長が額の確定を終了した後において、当該確定の基礎となった実績報告を訂正する事由が生じた場合の取扱いは、次により行うものとする。 （１）市町村長は、実績報告を訂正する事由が生じたときは、様式第１０号による報告書を速やかに都道府県知事に提出するものとする。 （２）都道府県知事は、市町村から（１）の報告書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、様式第１１号と併せて速やかに地方厚生（支）局長に提出するものとする。 （３）実績報告の訂正に伴うその他の手続等については、１０に定めるところに準じて行うものとする。	13 地方厚生（支）局長が額の確定を終了した後において、当該確定の基礎となった実績報告を訂正する事由が生じた場合の取扱いは、次により行うものとする。 （１）市町村長は、実績報告を訂正する事由が生じたときは、様式第１０号による報告書を速やかに都道府県知事に提出するものとする。 （２）都道府県知事は、市町村から（１）の報告書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、様式第１１号と併せて速やかに地方厚生（支）局長に提出するものとする。 （３）実績報告の訂正に伴うその他の手続等については、１０に定めるところに準じて行うものとする。
<u>（その他）</u>	<u>（その他）</u>
14 この交付金の交付に当たっては、上記に定めるところの他、以下によるものとする。 （１）特別の事情により、本交付要綱に定める手続によることができない場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認を受けてその定めるところによるものとする。なお、この交付金について、精算交付申請を行う場合には、別途指示する期日までに１０に定める様式及び手続に準じて行うものとする。 （２）都道府県知事は、市町村長が都道府県知事に提出すべき市町村分交付金に係る各様式に定められている事項のほか必要と認める事項を加えて定めることができるものとし、かつ、その提出時期についても必要と認めるときはこれを変更して定めることができるものとする。 （３）都道府県知事が地方厚生（支）局長に提出すべき書類の部数は、全て正本一部とし、市町村長が都道府県知事に提出すべき書類の部数は、都道府県知事が定めるところによるものとする。 （４）市町村長が都道府県知事に提出した市町村分交付金に係る書類は、全て都道府県において各会計	14 この交付金の交付に当たっては、上記に定めるところの他、以下によるものとする。 （１）特別の事情により、本交付要綱に定める手続によることができない場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認を受けてその定めるところによるものとする。なお、この交付金について、精算交付申請を行う場合には、別途指示する期日までに１０に定める様式及び手続に準じて行うものとする。 （２）都道府県知事は、市町村長が都道府県知事に提出すべき市町村分交付金に係る各様式に定められている事項のほか必要と認める事項を加えて定めることができるものとし、かつ、その提出時期についても必要と認めるときはこれを変更して定めることができるものとする。 （３）都道府県知事が地方厚生（支）局長に提出すべき書類の部数は、全て正本一部とし、市町村長が都道府県知事に提出すべき書類の部数は、都道府県知事が定めるところによるものとする。 （４）市町村長が都道府県知事に提出した市町村分交付金に係る書類は、全て都道府県において各会計

改正後	現 行
年度毎に各書類の種別に分類し一括して保存するものとする。	年度毎に各書類の種別に分類し一括して保存するものとする。

改正後	現行
(様式第 1 号) 文書番号 令和 年 月 日 地方厚生（支）局長 殿 市 町 村 長 令和 年度子育てのための施設等利用給付交付金交付申請書 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 65 条第 4 号及び第 5 号の規定により、令和 年度において、本市町村が支弁する費用に対する同法第 68 条第 3 項の規定による国庫交付金として、次の金額を交付されたく、関係書類を添えて申請する。 1 申請額 金 _____ 円 2 添付書類 (1) 令和 年度子育てのための施設等利用給付交付金市町村分国庫交付金所要額調書（様式第 1 号の付表） (2) 歳入歳出予算書（又は見込書）抄本	(様式第 1 号) 文書番号 令和 年 月 日 地方厚生（支）局長 殿 市 町 村 長 令和 年度子育てのための施設等利用給付交付金交付申請書 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 65 条第 4 号及び第 5 号の規定により、令和 年度において、本市町村が支弁する費用に対する同法第 68 条第 2 項の規定による国庫交付金として、次の金額を交付されたく、関係書類を添えて申請する。 1 申請額 金 _____ 円 2 添付書類 (1) 令和 年度子育てのための施設等利用給付交付金市町村分国庫交付金所要額調書（様式第 1 号の付表） (2) 歳入歳出予算書（又は見込書）抄本

(様式第1号の付表)

令和 年度子育てのための施設等利用給付金市町村分国庫交付金所要額調書

(単位:円)					
区分	①事業総額	②国庫負担 対象外事業	③施設等利用費 負担対象額 (①－②)	同左に対する要交付金 額(国全額負担に係る ものは③と同額、国1/2 負担に係るものは③× 1/2)	備考
国全額 負担に 係るもの	認定こども園(国が設置するものに限る。)		0		
	幼稚園(国が設置するものに限る。)		0		
	特別支援学校(国が設置するものに限る。)		0		
	小計	0	0	0	
国1/2 負担に 係るもの	認定こども園(国が設置するものを除く。)		0		
	幼稚園(国が設置するものを除く。)		0		
	特別支援学校(国が設置するものを除く。)		0		
	認可外保育施設、一時預かり事業、病児保 育事業、子育て援助活動支援事業		0		
	預かり保育事業		0		
	小計	0	0	0	
合計		0	0	0	

※要交付金額は、国全額負担に係るもの、国1/2負担に係るものの区分ごとに算出し、1円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

(様式第1号の付表)

令和 年度子育てのための施設等利用給付金市町村分国庫交付金所要額調書

(単位:円)					
区分	①事業総額	②国庫負担 対象外事業	③施設等利用費 負担対象額 (①－②)	同左に対する要交付金 額(国全額負担に係る ものは③と同額、国1/2 負担に係るものは③× 1/2)	備考
国全額 負担に 係るもの	認定こども園(国が設置するものに限る。)		0		
	幼稚園(国が設置するものに限る。)		0		
	特別支援学校(国が設置するものに限る。)		0		
	小計	0	0	0	
国1/2 負担に 係るもの	認定こども園(国が設置するものを除く。)		0		
	幼稚園(国が設置するものを除く。)		0		
	特別支援学校(国が設置するものを除く。)		0		
	認可外保育施設、一時預かり事業、病児保 育事業、子育て援助活動支援事業		0		
	預かり保育事業		0		
	小計	0	0	0	
合計		0	0	0	

※要交付金額は、国全額負担に係るもの、国1/2負担に係るものの区分ごとに算出し、1円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

改正後	現行
(様式第 2 号) 文書番号 令和 年 月 日 地方厚生（支）局長 殿 都道府県知事 令和 年度子育てのための施設等利用給付交付金交付申請書 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 65 条第 4 号及び第 5 号の規定により、令和 年度において管内の市町村が支弁する費用に対する同法第 68 条第 3 項の規定による国庫交付金として、管内の市町村から「令和 年度子育てのための施設等利用給付交付金交付申請書」の提出があり、これを審査した結果、適正と認めたので、取りまとめて提出する。 1 申請額 金 円 2 添付書類 令和 年度子育てのための施設等利用給付交付金市町村分国庫交付金所要額市町村別内訳書（様式第 2 号の付表）	(様式第 2 号) 文書番号 令和 年 月 日 地方厚生（支）局長 殿 都道府県知事 令和 年度子育てのための施設等利用給付交付金交付申請書 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 65 条第 4 号及び第 5 号の規定により、令和 年度において管内の市町村が支弁する費用に対する同法第 68 条第 2 項の規定による国庫交付金として、管内の市町村から「令和 年度子育てのための施設等利用給付交付金交付申請書」の提出があり、これを審査した結果、適正と認めたので、取りまとめて提出する。 1 申請額 金 円 2 添付書類 令和 年度子育てのための施設等利用給付交付金市町村分国庫交付金所要額市町村別内訳書（様式第 2 号の付表）

<

改正後	現行												
(様式第3号) 文書番号 令和 年 月 日 地方厚生（支）局長 殿 市 町 村 長 令和 年度子育てのための施設等利用給付交付金変更交付申請書 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第65条第4号及び第5号の規定により、令和 年度において、本市町村が支弁する費用に対する同法第68条第3項の規定による国庫交付金については、令和 年 月 日第 号により提出し、令和 年 月 日第 号をもって交付決定されたところであるが、その後の事情変更により交付額を次のとおり変更されたく申請する。 1 今回追加（減額）交付申請額 金 円 (単位：円) <table><thead><tr><th>変更後 国庫交付金所要額</th><th>既交付決定額</th><th>差引所要額</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> 2 変更を必要とする理由 3 添付書類 (1) 令和 年度子育てのための施設等利用給付交付金市町村分国庫交付金変更所要額調書（様式第3号の付表） (2) 歳入歳出予算書（又は見込書）抄本	変更後 国庫交付金所要額	既交付決定額	差引所要額				(様式第3号) 文書番号 令和 年 月 日 地方厚生（支）局長 殿 市 町 村 長 令和 年度子育てのための施設等利用給付交付金変更交付申請書 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第65条第4号及び第5号の規定により、令和 年度において、本市町村が支弁する費用に対する同法第68条第2項の規定による国庫交付金については、令和 年 月 日第 号により提出し、令和 年 月 日第 号をもって交付決定されたところであるが、その後の事情変更により交付額を次のとおり変更されたく申請する。 1 今回追加（減額）交付申請額 金 円 (単位：円) <table><thead><tr><th>変更後 国庫交付金所要額</th><th>既交付決定額</th><th>差引所要額</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> 2 変更を必要とする理由 3 添付書類 (1) 令和 年度子育てのための施設等利用給付交付金市町村分国庫交付金変更所要額調書（様式第3号の付表） (2) 歳入歳出予算書（又は見込書）抄本	変更後 国庫交付金所要額	既交付決定額	差引所要額			
変更後 国庫交付金所要額	既交付決定額	差引所要額											
変更後 国庫交付金所要額	既交付決定額	差引所要額											

区分		変更後国库交付金所要額				⑤既交付決定額	⑥差引変更分所要額 (④－⑤)
		①事業総額	②国库負担 対象外事業	③施設等利用費 負担対象額 (①－②)	④同左に対する要交付 金額(国全額負担に係 るものは③と同額、国 1/2負担に係るものは ③×1/2)		
国全額 負担に 係るもの	認定こども園(国が設置するものに限る。)			0			
	幼稚園(国が設置するものに限る。)			0			
	特別支援学校(国が設置するものに限る。)			0			
	小計	0	0	0	0		
国1/2 負担に 係るもの	認定こども園(国が設置するものを除く。)			0			
	幼稚園(国が設置するものを除く。)			0			
	特別支援学校(国が設置するものを除く。)			0			
	認可外保育施設、一時預かり事業、病児保 育事業、子育て援助活動支援事業			0			
	預かり保育事業			0			
	小計	0	0	0	0		
合計		0	0	0	0		0

※要交付金額は、国全額負担に係るもの、国1/2負担に係るものの区分ごとに算出し、1円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

区分		変更後国库交付金所要額				⑤既交付決定額	⑥差引変更分所要額 (④－⑤)
		①事業総額	②国库負担 対象外事業	③施設等利用費 負担対象額 (①－②)	④同左に対する要交付 金額(国全額負担に係 るものは③と同額、国 1/2負担に係るものは ③×1/2)		
国全額 負担に 係るもの	認定こども園(国が設置するものに限る。)			0			
	幼稚園(国が設置するものに限る。)			0			
	特別支援学校(国が設置するものに限る。)			0			
	小計	0	0	0	0		
国1/2 負担に 係るもの	認定こども園(国が設置するものを除く。)			0			
	幼稚園(国が設置するものを除く。)			0			
	特別支援学校(国が設置するものを除く。)			0			
	認可外保育施設、一時預かり事業、病児保 育事業、子育て援助活動支援事業			0			
	預かり保育事業			0			
	小計	0	0	0	0		
合計		0	0	0	0		0

※要交付金額は、国全額負担に係るもの、国1/2負担に係るものの区分ごとに算出し、1円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

改正後				現行			
(様式第4号)				(様式第4号)			
		文書番号	号			文書番号	号
		令和	年 月 日			令和	年 月 日
地方厚生（支）局長 殿				地方厚生（支）局長 殿			
都道府県知事				都道府県知事			
令和 年度子育てのための施設等利用給付交付金変更交付申請書				令和 年度子育てのための施設等利用給付交付金変更交付申請書			
子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第65条第4号及び第5号の規定により、令和 年度において管内の市町村が支弁する費用に対する同法第68条第3項の規定による国庫交付金として、管内の市町村から「令和 年度子育てのための施設等利用給付交付金変更交付申請書」の提出があり、これを審査した結果、適正と認めたので、取りまとめて提出する。				子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第65条第4号及び第5号の規定により、令和 年度において管内の市町村が支弁する費用に対する同法第68条第2項の規定による国庫交付金として、管内の市町村から「令和 年度子育てのための施設等利用給付交付金変更交付申請書」の提出があり、これを審査した結果、適正と認めたので、取りまとめて提出する。			
1 今回追加（減額）交付申請額 金 円				1 今回追加（減額）交付申請額 金 円			
(単位：円)				(単位：円)			
変更後 国庫交付金所要額		既交付決定額		変更後 国庫交付金所要額		既交付決定額	
2 変更を必要とする理由				2 変更を必要とする理由			
3 添付書類 令和 年度子育てのための施設等利用給付交付金市町村分国庫交付金変更所要額市町村別内訳書（様式第4号の付表）				3 添付書類 令和 年度子育てのための施設等利用給付交付金市町村分国庫交付金変更所要額市町村別内訳書（様式第4号の付表）			

改正後										現行																																																																																																																																													
(様式第4号の付表) 令和 年度子育てのための施設等利用給付交付金市町村分国库交付金変更所要額市町村別内訳書										(様式第4号の付表) 令和 年度子育てのための施設等利用給付交付金市町村分国库交付金変更所要額市町村別内訳書																																																																																																																																													
(単位:円) <table><tr><th rowspan="2">市町村</th><th colspan="4">変更後国库交付金所要額</th><th rowspan="2">④同左に対する要交付金 額(国全額負担に係るものは③と同額、国1/2負担に係るものは③×1/2)</th><th rowspan="2">⑤既交付決定額</th><th rowspan="2">⑥差引変更分所要額 (④－⑤)</th></tr><tr><th>①事業総額</th><th>②国库負担 対象外事業</th><th>③施設等利用費 負担対象額 (①－②)</th><th>②国库負担 対象外事業</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ※要交付金額は、1円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。 ※市町村ごとに、各欄の合計額を記入すること。										市町村	変更後国库交付金所要額				④同左に対する要交付金 額(国全額負担に係るものは③と同額、国1/2負担に係るものは③×1/2)	⑤既交付決定額	⑥差引変更分所要額 (④－⑤)	①事業総額	②国库負担 対象外事業	③施設等利用費 負担対象額 (①－②)	②国库負担 対象外事業																																														合計									(単位:円) <table><tr><th rowspan="2">市町村</th><th colspan="4">変更後国库交付金所要額</th><th rowspan="2">④同左に対する要交付金 額(国全額負担に係るものは③と同額、国1/2負担に係るものは③×1/2)</th><th rowspan="2">⑤既交付決定額</th><th rowspan="2">⑥差引変更分所要額 (④－⑤)</th></tr><tr><th>①事業総額</th><th>②国库負担 対象外事業</th><th>③施設等利用費 負担対象額 (①－②)</th><th>②国库負担 対象外事業</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ※要交付金額は、1円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。 ※市町村ごとに、各欄の合計額を記入すること。										市町村	変更後国库交付金所要額				④同左に対する要交付金 額(国全額負担に係るものは③と同額、国1/2負担に係るものは③×1/2)	⑤既交付決定額	⑥差引変更分所要額 (④－⑤)	①事業総額	②国库負担 対象外事業	③施設等利用費 負担対象額 (①－②)	②国库負担 対象外事業																																														合計								
市町村	変更後国库交付金所要額				④同左に対する要交付金 額(国全額負担に係るものは③と同額、国1/2負担に係るものは③×1/2)	⑤既交付決定額	⑥差引変更分所要額 (④－⑤)																																																																																																																																																
	①事業総額	②国库負担 対象外事業	③施設等利用費 負担対象額 (①－②)	②国库負担 対象外事業																																																																																																																																																			
合計																																																																																																																																																							
市町村	変更後国库交付金所要額				④同左に対する要交付金 額(国全額負担に係るものは③と同額、国1/2負担に係るものは③×1/2)	⑤既交付決定額	⑥差引変更分所要額 (④－⑤)																																																																																																																																																
	①事業総額	②国库負担 対象外事業	③施設等利用費 負担対象額 (①－②)	②国库負担 対象外事業																																																																																																																																																			
合計																																																																																																																																																							

改正後	現行								
(様式第 5 号)	(様式第 5 号)								
文 書 番 号	文 書 番 号								
令和 年度子育てのための施設等利用給付交付金交付決定通知書	令和 年度子育てのための施設等利用給付交付金交付決定通知書								
市 町 村 長	市 町 村 長								
令和 年 月 日第 号で申請のあった令和 年度子育てのための施設等利用給付交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 6 条第 1 項の規定により〔(修正の場合) 第 6 条第 3 項の規定により修正のうえ〕次のとおり交付することに決定されたので、同法第 8 条の規定により通知する。	令和 年 月 日第 号で申請のあった令和 年度子育てのための施設等利用給付交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 6 条第 1 項の規定により〔(修正の場合) 第 6 条第 3 項の規定により修正のうえ〕次のとおり交付することに決定されたので、同法第 8 条の規定により通知する。								
令和 年 月 日	令和 年 月 日								
都道府県知事	都道府県知事								
1 この交付金の交付の対象となる事業の内容は、市町村が行う子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 30 条の 11 の規定による事業（幼稚園、認定こども園及び特別支援学校にあっては、都道府県（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。）又は市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）が設置するものを除く。）である。	1 この交付金の交付の対象となる事業の内容は、市町村が行う子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 30 条の 11 の規定による事業（幼稚園、認定こども園及び特別支援学校にあっては、都道府県（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。）又は市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）が設置するものを除く。）である。								
2 この交付金の額は次のとおりである。 なお、事業の実施状況等の変動に伴い交付金の額の変更が行われるものであること。	2 この交付金の額は次のとおりである。 なお、事業の実施状況等の変動に伴い交付金の額の変更が行われるものであること。								
<table><thead><tr><th>区分</th><th>交付金</th></tr></thead><tbody><tr><td>交付決定額</td><td>円</td></tr></tbody></table>	区分	交付金	交付決定額	円	<table><thead><tr><th>区分</th><th>交付金</th></tr></thead><tbody><tr><td>交付決定額</td><td>円</td></tr></tbody></table>	区分	交付金	交付決定額	円
区分	交付金								
交付決定額	円								
区分	交付金								
交付決定額	円								
3 この交付金の額の決定は、次に掲げる通知の交付額の算定方法により行われたものである。 「子育てのための施設等利用給付交付金の交付について」（令和 年 月 日 こ成保第 号 こども家庭庁長官通知）	3 この交付金の額の決定は、次に掲げる通知の交付額の算定方法により行われたものである。 「子育てのための施設等利用給付交付金の交付について」（令和 年 月 日 こ成保第 号 こども家庭庁長官通知）								
4 この交付金は、次に掲げる事項を条件として交付するものである。 （１）事業を中止し、又は廃止する場合は、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。 （２）この交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙の様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しなければならない。	4 この交付金は、次に掲げる事項を条件として交付するものである。 （１）事業を中止し、又は廃止する場合は、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。 （２）この交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙の様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しなければならない。								
5 事業に係る実施状況の報告及び事業実績の手続きについては別に定めるところによるものとする。	5 事業に係る実施状況の報告及び事業実績の手続きについては別に定めるところによるものとする。								
6 この交付金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 9 条第 1 項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和	6 この交付金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 9 条第 1 項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和								

改正後	現 行
年 月 日とする。	年 月 日とする。

別紙

令和 年度子育てのための施設等利用給付交付金調書

市町村名

令和 年度こども家庭庁所管

(単位：円)

国			地方公共団体						備考
歳出 予算 科目	交付 決定 額	補助 率	歳入			歳出			
			科目	予算現 額	収入済 額	科目	予算現額	支出済額	
							うち国庫交 付金相当額	うち国庫交 付金相当額	

(記入要領)

- 1 「国」の「交付決定額」は、交付決定通知書に示した交付金の額を記入すること。また、「歳出予算科目」は、項、目を記載すること。
- 2 「地方公共団体」の「科目」は、「歳入」にあっては、款、項、目、節を、「歳出」にあっては、款、項、目をそれぞれ記載すること。
- 3 「歳出」については、交付要綱の4により算出された額を記載すること。
- 4 「予算現額」は、歳入にあっては、当初予算額、追加補正予算額等区分を、歳出にあっては、当初予算額、追加補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 5 「備考」は、参考となる事項を適宜記載すること。

改正後

別紙

令和 年度子育てのための施設等利用給付交付金調書

市町村名

令和 年度こども家庭庁所管

(単位：円)

国			地方公共団体						備考
歳出 予算 科目	交付 決定 額	補助率	歳入			歳出			
			科目	予算現 額	収入済 額	科目	予算現額	支出済額	
							うち国庫交 付金相当額	うち国庫交 付金相当額	

(記入要領)

- 1 「国」の「交付決定額」は、交付決定通知書に示した交付金の額を記入すること。また、「歳出予算科目」は、項、目を記載すること。
- 2 「地方公共団体」の「科目」は、「歳入」にあっては、款、項、目、節を、「歳出」にあっては、款、項、目をそれぞれ記載すること。
- 3 「歳出」については、交付要綱の4により算出された額を記載すること。
- 4 「予算現額」は、歳入にあっては、当初予算額、追加補正予算額等区分を、歳出にあっては、当初予算額、追加補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 5 「備考」は、参考となる事項を適宜記載すること。

現行

改正後	現行																
(様式第 6 号) 文 書 番 号 令和 年度子育てのための施設等利用給付交付金変更交付決定通知書 市 町 村 長 令和 年 月 日第 号で交付決定の通知をした令和 年度子育てのための施設等利用給付交付金については、令和 年 月 日第 号により提出された変更交付申請に基づき、[(修正の場合) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 6 条第 3 項の規定により修正のうえ、] 決定内容の一部を次のとおり変更することに決定されたので、同法第 8 条の規定により通知する。 令和 年 月 日 都道府県知事 1 この交付金の交付の対象となる事業の内容は、「令和 年度子育てのための施設等利用給付交付金交付決定通知書」の各項によるものである。 <u>2</u> この交付金の額は次のとおりである。 <table><thead><tr><th>区分</th><th>交付金</th></tr></thead><tbody><tr><td>今回交付決定額</td><td>円</td></tr><tr><td>前回交付決定額</td><td>円</td></tr><tr><td>差引追加（減少）額</td><td>円</td></tr></tbody></table> <u>3</u> この交付金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 9 条第 1 項の規定による申請の取下げをすることのできる期限は、令和 年 月 日とする。	区分	交付金	今回交付決定額	円	前回交付決定額	円	差引追加（減少）額	円	(様式第 6 号) 文 書 番 号 令和 年度子育てのための施設等利用給付交付金変更交付決定通知書 市 町 村 長 令和 年 月 日第 号で交付決定の通知をした令和 年度子育てのための施設等利用給付交付金については、令和 年 月 日第 号により提出された変更交付申請に基づき、[(修正の場合) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 6 条第 3 項の規定により修正のうえ、] 決定内容の一部を次のとおり変更することに決定されたので、同法第 8 条の規定により通知する。 令和 年 月 日 都道府県知事 1 この交付金の交付の対象となる事業の内容は、「令和 年度子育てのための施設等利用給付交付金交付決定通知書」の各項によるものである。 <u>2</u> この交付金の額は次のとおりである。 <table><thead><tr><th>区分</th><th>交付金</th></tr></thead><tbody><tr><td>今回交付決定額</td><td>円</td></tr><tr><td>前回交付決定額</td><td>円</td></tr><tr><td>差引追加（減少）額</td><td>円</td></tr></tbody></table> <u>3</u> この交付金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 9 条第 1 項の規定による申請の取下げをすることのできる期限は、令和 年 月 日とする。	区分	交付金	今回交付決定額	円	前回交付決定額	円	差引追加（減少）額	円
区分	交付金																
今回交付決定額	円																
前回交付決定額	円																
差引追加（減少）額	円																
区分	交付金																
今回交付決定額	円																
前回交付決定額	円																
差引追加（減少）額	円																

改正後	現 行
(様式第 7 号) 文 書 番 号 令和 年 月 日 地方厚生（支）局長 殿 市 町 村 長 令和 年度子育てのための施設等利用給付交付金に係る事業実績報告書 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 65 条第 4 号及び第 5 号の規定により、令和 年度において、本市町村が支弁する費用に対する同法第 68 条第 3 項の規定による国庫交付金に係る事業実績報告書を別紙のとおり提出する。 添付書類 （1）令和 年度子育てのための施設等利用給付交付金市町村分国庫交付金事業実績報告書（様式第 7 号の付表 A） （2）初日利用人員及び月別集計表（様式第 7 号の付表 B） （3）歳入歳出決算書抄本	(様式第 7 号) 文 書 番 号 令和 年 月 日 地方厚生（支）局長 殿 市 町 村 長 令和 年度子育てのための施設等利用給付交付金に係る事業実績報告書 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 65 条第 4 号及び第 5 号の規定により、令和 年度において、本市町村が支弁する費用に対する同法第 68 条第 2 項の規定による国庫交付金に係る事業実績報告書を別紙のとおり提出する。 添付書類 （1）令和 年度子育てのための施設等利用給付交付金市町村分国庫交付金事業実績報告書（様式第 7 号の付表 A） （2）初日利用人員及び月別集計表（様式第 7 号の付表 B） （3）歳入歳出決算書抄本

改 正 後

(様式第7号の付表B)初日利用人員及び月別集計表(市町村分)

区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
国全額 負担に 係るもの	認定こども園(国が設置するものに限る。)												
	幼稚園(国が設置するものに限る。)												
	特別支援学校(国が設置するものに限る。)												
	小計												
国1/2 負担に 係るもの	認定こども園(国が設置するものを除く。)												
	幼稚園(国が設置するものを除く。)												
	特別支援学校(国が設置するものを除く。)												
	認可外保育施設、一時預かり事業、病児保 育事業、子育て援助活動支援事業												
	預かり保育事業												
小計													
合計													

(単位:人)

改正後	現行
(様式第 8 号) 文書番号 令和 年 月 日 地方厚生（支）局長 殿 都道府県知事 令和 年度子育てのための施設等利用給付交付金に係る事業実績報告書 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 65 条第 4 号及び第 5 号の規定により、令和 年度において管内の市町村が支弁した費用に対する同法第 68 条第 3 項の規定による国庫交付金に係る事業実績報告につき、管内の市町村から「令和 年度子育てのための施設等利用給付交付金に係る事業実績報告書」の提出があり、これを審査した結果適正と認めたので、取りまとめて別紙のとおり提出する。 添付書類 （１）令和 年度子育てのための施設等利用給付交付金市町村分国庫交付金事業実績報告書市町村別内訳書（様式第 8 号の付表 A） （２）初日利用人員及び月別集計表（市町村分）（様式第 8 号の付表 B）	(様式第 8 号) 文書番号 令和 年 月 日 地方厚生（支）局長 殿 都道府県知事 令和 年度子育てのための施設等利用給付交付金に係る事業実績報告書 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 65 条第 4 号及び第 5 号の規定により、令和 年度において管内の市町村が支弁した費用に対する同法第 68 条第 2 項の規定による国庫交付金に係る事業実績報告につき、管内の市町村から「令和 年度子育てのための施設等利用給付交付金に係る事業実績報告書」の提出があり、これを審査した結果適正と認めたので、取りまとめて別紙のとおり提出する。 添付書類 （１）令和 年度子育てのための施設等利用給付交付金市町村分国庫交付金事業実績報告書市町村別内訳書（様式第 8 号の付表 A） （２）初日利用人員及び月別集計表（市町村分）（様式第 8 号の付表 B）

(様式第8号の付表A)

令和 年度子育てのための施設等利用給付交付金市町村分国庫交付金事業実績報告書市町村別内訳書

[illegible]

※要交付金額は、国全額負担に係るもの、国1/2負担に係るものの区分ごとに算出し、1円未満の端数は切り捨てること。

※市町村ごとに、各欄の合計額を記入すること。

改 正 後

(様式第8号の付表A)

令和 年度子育てのための施設等利用給付交付金市町村分国庫交付金事業実績報告書市町村別内訳書

[illegible]

※要交付金額は、国全額負担に係るもの、国1/2負担に係るものの区分ごとに算出し、1円未満の端数は切り捨てること。

※市町村ごとに、各欄の合計額を記入すること。

現 行

改 正 後

(様式第8号の付表B)初日利用人員及び月別集計表

区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
国全額 負担に 係るもの	認定こども園(国が設置するものに限る。)												
	幼稚園(国が設置するものに限る。)												
	特別支援学校(国が設置するものに限る。)												
	小計												
国1/2 負担に 係るもの	認定こども園(国が設置するものを除く。)												
	幼稚園(国が設置するものを除く。)												
	特別支援学校(国が設置するものを除く。)												
	認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業 預かり保育事業												
小計													
合計													

(単位:人)

(記入要領)

管内市町村から提出された様式第7号付表Bを基に、各月において給付した子どもの合計人員(実績数)を記入すること。なお合計人員については、その月で1日でも利用した場合も人員に入れること。

現 行

(様式第8号の付表B) 初日利用人員及び月別集計表

区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
国全額 負担に 係るもの	認定こども園(国が設置するものに限る。)												
	幼稚園(国が設置するものに限る。)												
	特別支援学校(国が設置するものに限る。)												
	小計												
	認定こども園(国が設置するものを除く。)												
国1/2 負担に 係るもの	幼稚園(国が設置するものを除く。)												
	特別支援学校(国が設置するものを除く。)												
	認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業												
	預かり保育事業												
	小計												
合計													

(単位:人)

(記入要領)

管内市町村から提出された様式第7号付表Bを基に、各月において給付した子どもの合計人員(実績数)を記入すること。なお合計人員については、その月で1日でも利用した場合も人員に入れること。

改正後	現行																
(様式第 9 号) 文 書 番 号 令和 年度子育てのための施設等利用給付交付金交付額確定通知書 市 町 村 長 令和 年 月 日第 号をもって交付決定した令和 年度子育てのための施設等利用給付交付金については、令和 年 月 日第 号事業実績報告に基づき交付額が次のとおり確定されたので通知する。 〔(追加交付額がある場合) 交付額が次のとおり確定され、確定の結果不足となる金額については、次のとおり追加交付されることに決定したので通知する。〕 〔(返納額がある場合) 交付額が次のとおり確定され、確定の結果超過交付となった額については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 18 条第 2 項の規定により、令和 年 月 日までに返還することになったので通知する。〕 令和 年 月 日 都道府県知事 記 <table><thead><tr><th>区分</th><th>交付金</th></tr></thead><tbody><tr><td>交付確定額</td><td>円</td></tr><tr><td>追加交付額</td><td>円</td></tr><tr><td>返納額</td><td>円</td></tr></tbody></table>	区分	交付金	交付確定額	円	追加交付額	円	返納額	円	(様式第 9 号) 文 書 番 号 令和 年度子育てのための施設等利用給付交付金交付額確定通知書 市 町 村 長 令和 年 月 日第 号をもって交付決定した令和 年度子育てのための施設等利用給付交付金については、令和 年 月 日第 号事業実績報告に基づき交付額が次のとおり確定されたので通知する。 〔(追加交付額がある場合) 交付額が次のとおり確定され、確定の結果不足となる金額については、次のとおり追加交付されることに決定したので通知する。〕 〔(返納額がある場合) 交付額が次のとおり確定され、確定の結果超過交付となった額については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 18 条第 2 項の規定により、令和 年 月 日までに返還することになったので通知する。〕 令和 年 月 日 都道府県知事 記 <table><thead><tr><th>区分</th><th>交付金</th></tr></thead><tbody><tr><td>交付確定額</td><td>円</td></tr><tr><td>追加交付額</td><td>円</td></tr><tr><td>返納額</td><td>円</td></tr></tbody></table>	区分	交付金	交付確定額	円	追加交付額	円	返納額	円
区分	交付金																
交付確定額	円																
追加交付額	円																
返納額	円																
区分	交付金																
交付確定額	円																
追加交付額	円																
返納額	円																

改正後	現行
(様式第 10 号) 文書番号 令和 年 月 日 地方厚生（支）局長 殿 市 町 村 長 令和 年度子育てのための施設等利用給付交付金に係る 事業実績報告書の訂正について 令和 年 月 日第 号をもって提出した令和 年度子育てのための施設等利用給付交付金に係る事業実績報告について、令和 年 月 日第 号により交付額の確定がなされたところであるが、次の理由により訂正されたく関係書類を添えて再報告する。 1 訂正する理由（できるだけ、具体的に記入すること。） 2 添付書類 令和 年度子育てのための施設等利用給付交付金市町村分国庫交付金事業実績報告変更内訳書（様式第 10 号の付表）	(様式第 10 号) 文書番号 令和 年 月 日 地方厚生（支）局長 殿 市 町 村 長 令和 年度子育てのための施設等利用給付交付金に係る 事業実績報告書の訂正について 令和 年 月 日第 号をもって提出した令和 年度子育てのための施設等利用給付交付金に係る事業実績報告について、令和 年 月 日第 号により交付額の確定がなされたところであるが、次の理由により訂正されたく関係書類を添えて再報告する。 1 訂正する理由（できるだけ、具体的に記入すること。） 2 添付書類 令和 年度子育てのための施設等利用給付交付金市町村分国庫交付金事業実績報告変更内訳書（様式第 10 号の付表）

改正後	現行
(様式第 11 号) 文書番号 令和 年 月 日 地方厚生（支）局長 殿 都道府県知事 令和 年度子育てのための施設等利用給付交付金に係る 事業実績報告書の訂正について 令和 年 月 日第 号をもって提出した令和 年度子育てのための施設等利用給付交付金に係る事業実績報告について、令和 年 月 日第 号により交付額の確定がなされたところであるが、管内市町村より「令和 年度子育てのための施設等利用給付交付金に係る事業実績報告書の訂正について」の提出があり、これを審査した結果、適正と認められるので、次の理由により訂正されたく関係書類を添えて再提出する。 1 訂正する理由（できるだけ、具体的に記入すること。） 2 添付書類 令和 年度子育てのための施設等利用給付交付金市町村分国庫交付金事業実績報告変更内訳書（様式第 11 号の付表）及び市町村から提出された「訂正理由書」	(様式第 11 号) 文書番号 令和 年 月 日 地方厚生（支）局長 殿 都道府県知事 令和 年度子育てのための施設等利用給付交付金に係る 事業実績報告書の訂正について 令和 年 月 日第 号をもって提出した令和 年度子育てのための施設等利用給付交付金に係る事業実績報告について、令和 年 月 日第 号により交付額の確定がなされたところであるが、管内市町村より「令和 年度子育てのための施設等利用給付交付金に係る事業実績報告書の訂正について」の提出があり、これを審査した結果、適正と認められるので、次の理由により訂正されたく関係書類を添えて再提出する。 1 訂正する理由（できるだけ、具体的に記入すること。） 2 添付書類 令和 年度子育てのための施設等利用給付交付金市町村分国庫交付金事業実績報告変更内訳書（様式第 11 号の付表）及び市町村から提出された「訂正理由書」

(様式第11号の付表)

令和 年度子育てのための施設等利用給付交付金市町村分国庫交付金事業実績報告変更内訳書

改 正 後

市町村	区分	①事業総額	②国庫負担 対象外事業	③施設等利用費 負担対象額 ①－②	④同左に対する要交付金 額(国全額負担に係るものは③と同額、国1/2負担に 係るものは③×1/2)	⑤交付金 交付決定額	⑥国庫交付金 受入済額	⑦要交付金額に対する受入済額 の増不足額 (⑥－④)		⑧交付金 未受入額	
								過剰額	不足額		
											計
変更前 A	国全額 負担に 係るもの	認定こども園(国が設置するものに限る。) 幼稚園(国が設置するものに限る。) 特別支援学校(国が設置するものに限る。) 小計		0 0 0 0							
	国1/2 負担に 係るもの	認定こども園(国が設置するものを除く。) 幼稚園(国が設置するものを除く。) 特別支援学校(国が設置するものを除く。) 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保 育事業、子育て援助活動支援事業 預かり保育事業		0 0 0 0							
		小計	0	0	0						
		合計	0	0	0				0	0	
		国全額 負担に 係るもの	認定こども園(国が設置するものに限る。) 幼稚園(国が設置するものに限る。) 特別支援学校(国が設置するものに限る。) 小計		0 0 0 0						
変更後 B	国1/2 負担に 係るもの	認定こども園(国が設置するものを除く。) 幼稚園(国が設置するものを除く。) 特別支援学校(国が設置するものを除く。) 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保 育事業、子育て援助活動支援事業 預かり保育事業		0 0 0 0							
		小計	0	0	0						
		合計	0	0	0				0	0	
		国全額 負担に 係るもの	認定こども園(国が設置するものに限る。) 幼稚園(国が設置するものに限る。) 特別支援学校(国が設置するものに限る。) 小計		0 0 0 0						
		国1/2 負担に 係るもの	認定こども園(国が設置するものを除く。) 幼稚園(国が設置するものを除く。) 特別支援学校(国が設置するものを除く。) 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保 育事業、子育て援助活動支援事業 預かり保育事業		0 0 0 0						
差引額 (B-A)		小計	0	0	0						
		合計	0	0	0				0	0	
	国全額 負担に 係るもの	認定こども園(国が設置するものに限る。) 幼稚園(国が設置するものに限る。) 特別支援学校(国が設置するものに限る。) 小計		0 0 0 0							
	国1/2 負担に 係るもの	認定こども園(国が設置するものを除く。) 幼稚園(国が設置するものを除く。) 特別支援学校(国が設置するものを除く。) 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保 育事業、子育て援助活動支援事業 預かり保育事業		0 0 0 0							
		小計	0	0	0						
		合計	0	0	0				0	0	

※要交付金額は、国全額負担に係るもの、国1/2負担に係るものの区分ごとに算出し、1円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

(様式第11号の付表)

令和 年度子育てのための施設等利用給付交付金市町村分国庫交付金事業実績報告変更内訳書

現 行

市町村	区分	①事業総額	②国庫負担 対象外事業	③施設等利用費 負担対象額 (①－②)	④同左に対する要交付金 額(国全額負担に係るもの は③と同額、国1/2負担に 係るものは③×1/2)	⑤交付金 交付決定額	⑦要交付金額に対する受入済額		⑧交付金 未受入額
							⑥国庫交付金 受入済額		
							過剰額	不足額 (⑥－④)	
変更前 A	国全額 負担に 係るもの	認定こども園(国が設置するものに限る。) 幼稚園(国が設置するものに限る。) 特別支援学校(国が設置するものに限る。) 小計		0					
	国1/2 負担に 係るもの	認定こども園(国が設置するものを除く。) 幼稚園(国が設置するものを除く。) 特別支援学校(国が設置するものを除く。) 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保 育事業、子育て援助活動支援事業 預かり保育事業		0					
		小計	0	0	0				
		合計	0	0	0				0
	国全額 負担に 係るもの	認定こども園(国が設置するものに限る。) 幼稚園(国が設置するものに限る。) 特別支援学校(国が設置するものに限る。) 小計		0					
変更後 B	国1/2 負担に 係るもの	認定こども園(国が設置するものを除く。) 幼稚園(国が設置するものを除く。) 特別支援学校(国が設置するものを除く。) 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保 育事業、子育て援助活動支援事業 預かり保育事業		0					
		小計	0	0	0				
		合計	0	0	0				0
	国全額 負担に 係るもの	認定こども園(国が設置するものに限る。) 幼稚園(国が設置するものに限る。) 特別支援学校(国が設置するものに限る。) 小計		0					
	国1/2 負担に 係るもの	認定こども園(国が設置するものを除く。) 幼稚園(国が設置するものを除く。) 特別支援学校(国が設置するものを除く。) 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保 育事業、子育て援助活動支援事業 預かり保育事業		0					
差引額 (B-A)		小計	0	0	0				
		合計	0	0	0				0
	国全額 負担に 係るもの	認定こども園(国が設置するものに限る。) 幼稚園(国が設置するものに限る。) 特別支援学校(国が設置するものに限る。) 小計		0					
	国1/2 負担に 係るもの	認定こども園(国が設置するものを除く。) 幼稚園(国が設置するものを除く。) 特別支援学校(国が設置するものを除く。) 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保 育事業、子育て援助活動支援事業 預かり保育事業		0					
		小計	0	0	0				
		合計	0	0	0				0

※要交付金額は、国全額負担に係るもの、国1/2負担に係るものの区分ごとに算出し、1円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。